

奈良県公報

目次

ページ

<p>○奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)</p> <p>○奈良県行政文書管理規程の一部改正(総務課)</p> <p>○奈良県事務決裁規程等の一部改正(人事課)</p> <p>○平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号(口頭による開示請求を)</p>	<p>○奈良県会計規則の一部を改正する規則(出納局出納課)</p> <p>○奈良県病院事業会計規則の一部を改正する規則(医大・病院課)</p> <p>○奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(出納局出納課)</p>	<p>○昭和三十九年四月奈良県告示第三号(奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例及び奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め)の一部改正(医大・病院課)</p> <p>○奈良県中央卸売市場において使用する知事印の新調(農政課)</p> <p>○昭和三十九年四月奈良県告示第一号(分任出納員への事務の委任)の一部改正(出納局出納課)</p> <p>○平成七年三月奈良県告示第五百八十八号(かいでない出先その他の機関の会計事務の委任)の一部改正</p>	<p>○奈良県立図書館に勤務する出納員の印等の廃止(出納局出納課)</p> <p>○奈良県自動車税事務所に勤務する出納員の領収印等の廃止(出納局出納課)</p> <p>○奈良県立図書館に勤務する出納員の印等の定め(出納局出納課)</p> <p>○奈良県立図書館に勤務する出納員の領収印等の定め(出納局出納課)</p>
--	---	---	--

規則

奈良県行政組織規則及び職員職の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県規則第四十七号

奈良県行政組織規則及び職員職の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(奈良県行政組織規則の一部改正)

奈良県知事 柿本善也

第一条 奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部秘書課の項中「秘書第二係」を「秘書第二係 自動車係」に改め、同部広報広聴課の項を次のように改める。

広報広聴課	報道係 広報紙係 放送制作係 広聴・県民参加係
-------	-------------------------

第三条の表総務部の部人事課の項中「人事係 組織係」を「総務係 人事係 給与係」に改め、同部職員厚生課の項を次のように改める。

職員厚生課	厚生施設係 共済組合係 互助会係 健康管理係
-------	------------------------

第三条の表総務部の部財政課の項を次のように改める。

財政課	企画調整係 予算第一係 予算第二係 予算第三係
-----	-------------------------

第三条の表総務部の部税務課の項中「管理係」を「管理係 徴収対策係」に改め、同部消防防災課の項中「庶務係 消防係 保安係 防災航空隊」を「消防係 保安係 防災航空隊 防災第一係 防災第二係 防災第三係 国民保護係」に改め、同表企画部の部地域政策課の項及び資源調整課の項を次のように改める。

地域政策課	総務調整係
資源調整課	土地利用調整係 土地利用計画係 水資源計画係 大滝ダム対策係

第三条の表福祉部の部福祉政策課の項中「監査指導係」を「総務調整係 地域福祉係 監査指導係 恩給援護係」に改め、同部高齢福祉課の項を次のように改める。

長寿社会課	介護予防係 介護企画係 人材養成係 施設整備係
-------	-------------------------

介護事業係

第三条の表福祉部子ども家庭局の部子ども家庭課の項を次のように改める。

子ども家庭課	総務保育係 健全育成係 家庭福祉係 児童手当係
--------	-------------------------

第三条の表福祉部健康安全局の部医務課の項中「医療係」を「総務調整係 医療係」に改め、同部医大・病院課の項を次のように改める。

医大・病院課	総務係 県立病院係 医科大学係 独立行政法人係
--------	-------------------------

第三条の表生活環境部の部県民生活課の項を次のように改める。

県民生活課	総務調整係 予算経理係 地域活動推進係 ボラン ティア・NPO係
-------	-------------------------------------

第三条の表生活環境部の部環境政策課の項中「水環境係」を「企画調整係 地球環境係 水環境係」に改め、同部廃棄物対策課の項中「一般廃棄物係」を「リサイクル推進係 一般廃棄物係」に改め、同表商工労働部の部商工課の項及び中小企業課の項を次のように改める。

商工課	総務調整係 予算経理係 商工団体係 物産振興係
中小企業課	金融係 高度化資金係

第三条の表商工労働部の部雇用労働課の項を次のように改める。

雇用労働課	労働福祉係 労政企画係 雇用促進係 能力開発係
-------	-------------------------

第三条の表農林部の部農政課の項を次のように改める。

農政課	総務調整係 市場係
-----	-----------

第三条の表農林部の部農業経営課の項中「庶務係」を「庶務係 共済金融係 農協
 検査係 農地調整係 農地管理係」に改め、同部農業水産振興課の項中「庶務係」を
 「庶務係 園芸係 果樹特産係 環境係 農産係」に改め、同表土木部の部監理課の
 項中「建設業係」を「総務調整係 建設業係」に改め、同部道路建設課の項を次のよ
 うに改める。

道路建設課	総務契約係
-------	-------

第三条の表土木部の部道路維持課の項中「防災係」を「総務契約係 管理係 防災
 係」に改め、同部河川課の項中「河川環境係」を「総務契約係 管理係 河川環境係
 」に改め、同部砂防課の項中「災害係」を「総務契約係 管理係 災害係」に改め、
 同部都市計画課の項中「庶務工事係」を「総務契約係」に改め、同部下水道課の項を
 次のように改める。

下水道課	総務契約係 管理係 企画係 流域下水道係 公共 下水道係
------	---------------------------------

第三条の表土木部の部住宅課の項中「庶務工事係」を「総務契約係」に改め、同部
 営繕課の項を次のように改める。

営繕課	総務契約係
-----	-------

第四条第二項を次のように改める。
 2 出納局に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ下欄に掲げる係を置
 く。

総務課	総務調整係 用度係
出納課	国費決算係

第五条の表高齢福祉課の項を削る。

第六条中「室、課」の下に「、センター」を加え、同条総務部の部消防防災課の項
 第三号中「国民保護」を「国民保護計画及び国民保護のための措置の総合調整」に改
 め、同条福祉部の部高齢福祉課の項中「高齢福祉課」を「長寿社会課」に改め、同項
 中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護保険に関すること。

第六条福祉部の部高齢福祉課介護保険室の項を削り、同部こども家庭局こども家庭
 課の項に次の一号を加える。

六 次世代育成支援に関すること。

第六条農林部の部林政課の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号を一
 号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 木材の需要拡大に関すること。

第六条土木部の部用地対策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を
 第四号とし、同条出納局の部総務課の項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一
 号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 会計制度の総合企画、立案、調査及び調整に関すること。

第六条出納局の部総務課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加え
 る。

五 指定金融機関に関すること。

第六条出納局の部出納課の項第八号中「指定金融機関」を「国費に係る会計」に改
 める。

別表第一奈良県自動車税事務所及び奈良県新公会堂から国際奈良学セミナーハ
 ウスまでの項を削り、同表奈良県立万葉文化館から奈良県旅券事務所までの項を次の
 ように改める。

	<p>奈良県立 美術館</p>	<p>奈良県立 万葉文化 館</p>
	<p>奈良市登 大路町</p>	<p>高市郡明 日香村</p>
<p>一 民俗資料を収集し、 保存し、及び展示す</p>	<p>四 その他美術館の設 置目的を達成するた めに必要なこと。</p> <p>三 美術に関する調査 研究を行い、及び資 料を刊行すること。</p> <p>二 美術に関する展覧 会、研究会、講演会 等を開催すること。</p>	<p>一 万葉文化に関する 調査研究を行うこと。 二 万葉文化に関する 資料及び万葉集に関 する美術品を収集し、 保管し、及び展示す ること。 三 万葉文化に関する 講演会、研究会等を 開催すること。 四 その他万葉文化館 の設置目的を達成す るために必要なこと。</p>
<p>奈良県檀 原文文化 館</p>	<p>奈良県文 化会館</p>	<p>奈良県新 公会堂</p>
<p>橿原市北 八木町</p>	<p>奈良市登 大路町</p>	<p>奈良市春 日野町</p>
<p>二 県民の文化振興事 業に関すること。</p> <p>一 会館の管理運営に 関すること。</p>	<p>三 文化情報の収集及 び提供に関すること。</p> <p>二 県民の文化振興事 業に関すること。</p> <p>一 会館の管理運営に 関すること。</p>	<p>一 新公会堂の管理運 営に関すること。 二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。</p> <p>五 その他民俗博物館 の設置目的を達成す るために必要なこと。 四 大和民俗公園の管 理に関すること。 三 民俗資料に関する 調査研究を行うこと。 二 民俗資料に関する 研究会、講演会等を 開催すること。</p>
		<p>文化国際課</p>

奈良県旅券事務所	奈良市西大寺東町	国際奈良学セミナーハウス 奈良市登大路町	一 セミナーハウスの管理運営に関すること。 二 奈良に関する歴史及び文化の研究、研修等の促進に関すること。
旅券に関すること。			

別表第一椿寿荘宇陀寮及び奈良県立五条山荘の項中「高齢福祉課」を「長寿社会課」に改め、同表奈良県中央卸売市場から奈良県南部農林振興事務所までの項中「第十四条の六第二項各号」を「第十二条第二項各号」に改め、同表奈良県農業技術センターから奈良県農業大学校までの項中「農業振興課」を「農業水産振興課」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「桜井市（奈良土木事務所）」の下に「及び吉野土木事務所」を加え、「一般国道百六十九号線の芦原隧道」を「一般国道百六十九号の芦原トンネル」に、「鹿路隧道」を「鹿路トンネル」に改め、「川上村」の下に「、県道桜井吉野線の新鹿路トンネルのうち桜井市の区域」を加え、「一般国道三百九号線」を「一般国道三百九号」に改め、「吉野郡西吉野村の区域」の下に「、一般国道四百二十五号の白谷トンネルのうち十津川村の区域」を、「十津川村」の下に「（吉野土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。）」を加え、「新宮川」を「熊野川」に改め、同表奈良県大和川水系ダム建設事務所の項中「天理ダム、初瀬ダム及び白川ダム」を「白川ダム、天理ダム及び初瀬ダム」に改める。

奈良県高田県税事務所
奈良県吉野県税事務所
別表第二奈良県奈良県税事務所及び奈良県桜井県税事務所の項中

奈良県奈良県税事務所	総務課
奈良県奈良県税事務所	徴収課

奈良県奈良県税事務所	徴収課
奈良県奈良県税事務所	課税第一課
奈良県奈良県税事務所	課税第二課

奈良県奈良県税事務所	課税第一課
奈良県奈良県税事務所	課税第二課
奈良県奈良県税事務所	自動車税第一課
奈良県奈良県税事務所	自動車税第二課

欄総務課の款第二号中「関すること」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同欄課税第二課の款の次に次のように加える。

自動車税第一課

一 自動車税及び自動車取得税の徴収金の収納管理に関すること。

二 自動車税の賦課徴収に関すること。

三 自動車税の集中機械処理に関すること。

自動車税第二課

一 自動車税の賦課徴収に関すること。

二 自動車取得税の賦課徴収に関すること。

別表第二奈良県自動車税事務所の項を削り、同表奈良県中央子ども家庭相談センターの項中

奈良県中央子ども家庭相談センター	保護課
奈良県中央子ども家庭相談センター	子ども相談課
奈良県中央子ども家庭相談センター	女性相談課

奈良県中央子ども家庭相談センター	保護課
奈良県中央子ども家庭相談センター	子ども相談課
奈良県中央子ども家庭相談センター	子ども支援課
奈良県中央子ども家庭相談センター	女性相談課

に改め、同項所掌事務の

欄子ども相談課の次に次のように加える。

「い」も支援課

- 一 児童虐待についての相談に関する事。
- 二 児童虐待を受けた児童の保護及び支援並びに保護者に対する指導に関する事。

奈良県郡山保健所
 別表第二奈良県吉野保健所 から奈良県桜井保健所までの項中
 奈良県内吉野保健所

奈良県郡山保健所	総務課
奈良県吉野保健所	衛生課
奈良県内吉野保健所	健康増進課

奈良県郡山保健所	総務課
奈良県吉野保健所	衛生課
奈良県内吉野保健所	健康増進課
奈良県内吉野保健所	難病相談支援センター

奈良県桜井保健所	総務課
奈良県吉野保健所	衛生課
奈良県内吉野保健所	健康増進課
奈良県内吉野保健所	検査課
奈良県内吉野保健所	檀原動物指導管理事務所

奈良県桜井保健所	総務課
奈良県吉野保健所	衛生課
奈良県内吉野保健所	健康増進課
奈良県内吉野保健所	検査課
奈良県内吉野保健所	檀原動物指導管理事務所

を

を

に、

に改め、同項所掌事務の

欄健康増進課の次に次のように加える。
 難病相談支援センター

- 一 難病の相談に関する事。
- 二 難病情報の収集及び提供に関する事。
- 三 講演会その他難病支援事業に関する事。

別表第二奈良県中央卸売市場の項中「管理課」を「企画管理課」に改め、同表
 奈良
 県北部農林振興事務所 から奈良県南部農林振興事務所までの項中「第十四条の六第二
 項各号」を「第十二条第二項各号」に改め、同表奈良県農業技術センターの項所掌事
 務の欄普及技術課の次に次の一号を加える。
 四 農業改良助長法第十二条第二項各号に掲げる事務に関する事。
 別表第二奈良県農業大学の項中

奈良県農業大学校	総務課
奈良県農業大学校	教育課
奈良県農業大学校	研修企画課
奈良県農業大学校	研修指導課

奈良県農業大学校	総務課
奈良県農業大学校	教育課
奈良県農業大学校	研修企画課

に改め、同項所掌事務の

欄研修企画課の次に次の一号を加える。

- 四 営農指導活動の支援に関する事。

別表第二奈良県農業大学の項所掌事務の欄研修指導課の款を削り、同表奈良県奈
 良土木事務所から 奈良県吉野土木事務所 までの項所掌事務の欄用地・管理課の款第五
 号を削り、同欄用地・管理第二課の次に次のただし書を加える。
 ただし、高田土木事務所は、用地・管理課の一及び二の所掌事務に限る。

奈良県吉野土木事務所

別表第二奈良県奈良土木事務所から 奈良県五條土木事務所 までの項所掌事務の欄用

地・管理第二課の款第一号中「及び山辺郡」を、「山辺郡山添村及び奈良市のうち旧山辺郡都祁村」に改め、同款第三号及び同欄工務第二課の款第三号中「大和高田市」の下に「(桜井土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)」を加え、同款第六号中「吉野郡大淀町」の下に「(桜井土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)」を、「天川村」の下に「(五條土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)」を加え、同欄工務第三課の款第一号中「伯母峰トンネル」を「新伯母峰トンネル」に改め、同款第二号中「十津川村」の下に「(吉野土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)」を加え、「新宮川」を「熊野川」に改め、同表奈良県大和川水系ダム建設事務所の項備考の欄中「天理ダム管理センター」の位置は、天理市長滝町とする。初瀬ダム管理センターの位置は、桜井市初瀬とする。白川ダム管理センターの位置は、天理市和爾町とする。天理ダム管理センターの位置は、天理市長滝町とする。初瀬ダム管理センターの位置は、桜井市初瀬とする。」に改め、同表J R奈良駅連続立体・街路事務所の項所掌事務の欄総務用地課の款中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 事業の広報活動に関すること。
 - 別表第二J R奈良駅連続立体・街路事務所の項所掌事務の欄建設課の款中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
 - 二 工事の計画及び事務費並びに進ちよくに関すること。
 - 三 工事の調査及び調整に関すること。
- 別表第四奈良県立医科大学の項中

<p>研究 一 産学連携に関すること。</p>	<p>研究 一 産学連携に関すること。</p> <p>支 二 知的財産に関すること。</p> <p>援 三 先端医学研究機構の運営に関すること。</p>
-------------------------	--

<p>支 二 知的財産に関すること。</p> <p>援 三 先端医学研究機構の運営に関すること。</p> <p>室 四 その他研究支援に関すること。</p>	<p>支 二 知的財産に関すること。</p> <p>援 三 先端医学研究機構の運営に関すること。</p> <p>室 四 その他研究支援に関すること。</p>
--	--

<p>一 病院の経営改善に関すること。</p> <p>二 診療報酬等病院の収入に関すること。</p> <p>三 医療相談に関すること。</p> <p>四 医療安全推進室に関すること。</p> <p>五 老人性痴呆疾患に関すること。</p>	<p>一 病院の経営改善に関すること。</p> <p>二 診療報酬等病院の収入に関すること。</p> <p>三 医療相談に関すること。</p> <p>四 地域医療連携に関すること。</p> <p>五 医療安全推進室に関すること。</p> <p>六 老人性痴呆疾患に関すること。</p>
---	--

<p>室 備 準 化 人 法</p>	<p>四 その他研究支援に関すること。</p>
<p>独立行政法人化に関すること。</p>	<p>に、</p>

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、総合防災監を置く。

を

に改める。

第六条中第九項を第十項とし、第二項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 総合防災監は、上司の命を受け、防災に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第八条に次の一項を加える。

5 第四条第二項の規定により設置される調整員は、上司の命を受け、担任する調整事務を処理する。

別表第一自動車税事務所の項及び新公会堂の項から国際奈良学セミナーハウスの項までを削り、同表美術館の項中「館長」の下に、「副館長」を加え、同表民俗博物館の項の次に次のように加える。

新公会堂	館長、副館長
文化会館	館長、次長、課長、課長補佐
檀原文化会館	館長、次長
国際奈良学セミナーハウ	館長、次長

別表第一保健所（桜井保健所を除く。）の項中「保健所」の下に「郡山保健所及び」を加え、同項の次に次のように加える。

郡山保健所	所長、次長、課長、難病相談支援センター所長
-------	-----------------------

別表第一農業技術センターの項中「、総括専門技術員」を削り、同表奈良県立医科大学の項中「先端医療研究機構」を「先端医学研究機構」に、

「附属図書館」	館長、次長
「附属研究所」	所長
「附属図書館」	館長、次長

同表医科大学看護短期大学の項中「、学科長、専攻科長」を削る。

附則
(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる課

若しくは室の課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課若しくは室に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、主幹、課長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

福祉部高齢福祉課	福祉部長寿社会課
福祉部高齢福祉課介護保険室	

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の次長、課長、副主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の次長、課長、副主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

自動車税事務所	奈良県税事務所
---------	---------

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県規則第四十八号

奈良県知事 柿本善也

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	「
防災会議	委員
	日額 一一、六〇〇円
	を
	「
	防災会

幹事
日額 六、八〇〇円

国民保

護協議会		議	
幹事	委員	幹事	委員
日額 六、八〇〇円	日額 一一、六〇〇円	日額 六、八〇〇円	日額 一一、六〇〇円

に改める。

附則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県規則第四十九号

奈良県病院事業会計規則の一部を改正する規則

奈良県病院事業会計規則（昭和四十七年三月奈良県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「給与その他の給付に係る資金、賃金に係る資金及び前項第十一号」を「政令第二十一条の五第一項第四号、第十二号及び第十三号に掲げる経費、第一項に規定する経費及び前項第一号に掲げる経費」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十一条の五第一項第十二号」を「第二十一条の五第一項第十五号」に改め、第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第二十一条の五第一項第十四号の規定により資金前渡することができる経費は、

奈良県知事 柿本善也

下水道の使用料及び料金後納郵便物に関する料金とする。
第二十七条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第五十号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則
奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

附則
（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（奈良県労働会館使用規則の一部改正）

2 奈良県労働会館使用規則（昭和二十七年十月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

使用責任者	氏名	住所
※使用権	田	
論	案	添付

奈良県規則第五十一号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

電話	
県収入証紙	
付付欄	

を

使用責任者	氏名	住所
※ 使用章		電話番号
備考		

に、注の2を削り、注の3を注の2とする。

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第六条の表第六号中セをソとし、スをセとし、シをストし、サの次に次のように加える。

シ 奈良県労働会館条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号）に基づく使用料の
収納を行うこと。

第二十八条第六項中「第三項本文」を「第四項本文」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第五項中「第三項本文」を「第四項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条中
第四項を第五項とし、同条第三項中「賃金で別に定めるものに係る資金及び第一項第
十一号」を「並びに賃金で別に定めるものに係る資金並びに第一項に掲げる資金並びに
令第六十一条第一項第十三号及び第十四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条中
第二項を第三項とし、同条第一項中「令第六十一条第一項第十四号」を「令第六十
一条第一項第十七号」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を第十一号とし、同
項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

令第六十一条第一項第十五号の規則で定める経費は、下水道の使用料及び料金後
納郵便物に関する料金とする。

第二十九条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「同条第六項」を「同条第
七項」に改める。

第七十六条第一項中「その異動の日から七日以内に」を削り、同条に次の一項を加え
る。

3 第一項の事務引継を受けた出納員は、当該事務引継書を速やかに出納長に提出しな
ければならない。

第七十七条を次のように改める。
第七十七条 削除

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。



奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関
奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第二条第七号を削る。

第七条第一項第二号中「部長名」の下に「総合防災監名」を加える。

第九条第一項及び第十一条第五号中「部長印」の下に「総合防災監印」を加える。

第十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、受信した文書の内容を用紙に出力する場合において、当該文書

の内容を電磁的記録として保存する必要があると認めるときは、総合文書管理システムに收受の登録を行うことができる。

第十八条第三項第四号中「部長決裁」の下に「総合防災監決裁」を加える。

第二十七条中「台帳」の下に「（電磁的記録を含む。）」を加える。

第二十九条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式によるもの」に改める。

第三十一条の二第一項中「施行する総合行政ネットワーク文書には、」を「電子的方式により文書を施行する場合は、当該文書には」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二十九条第一項各号に掲げる文書においては、この限りでない。

第三十二条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子署名を行って送信する文書」に、「發送する文書」を「送信する文書」に改め、同条第三項中「又は総合文書管理システムにより發送する」を「総合文書管理システムその他の電気通信回線により送信する」に改める。

第四十二条中「奈良県立図書館」を「奈良県立図書館」に改める。

別表の本庁における記号の表福祉部の項中
高齡福祉課 介護保険室
奈良県吉野県税事務所 奈良県自動車税事務

会課 〃 〃 に改め、同表の出先機関における記号の表中

所 所
所 〃 〃 を 奈良県吉野県税事務所 〃 〃 〃 に改める。

奈良県訓令第九号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定め、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県事務決裁規程等の一部を改正する規程

（奈良県事務決裁規程の一部改正）

第一条 奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、

同条第九号中「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号」に改め、同条第十号とし、同条第八号中「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号」に改め、同条第九号とし、同条第七号中「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号」に改め、同条第八号とし、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 総合防災監 規則第三条第三項に規定する総合防災監をいう。

第三条第一項中「部長」の下に「総合防災監」を加える。

別表第一部長専決事項の欄第一号及び第三号並びに同表課長専決事項の欄第一号中「旅行命令」の下に「（私有自動車等に係る承認を含む。）」を加え、同欄第十一号中「及び訂正並びに是正の申出」を「訂正及び利用停止」に改める。

別表第二第一号及び第四号中「旅行命令」の下に「（私有自動車等に係る承認を含む。）」を加え、同表第十一号中「及び訂正並びに是正の申出」を「訂正及び利用停止」に改める。

別表第三中「県税事務所 自動車税事務所」を「県税事務所」に改め、

奈良県吉野県税事務所 奈良県自動車税事務

奈良公園管理事務所 中央卸売市場	管理課長
---------------------	------

を

奈良公園管理事務所	管理課長
-----------	------

に改める。

中央卸売市場	企画管理課長
--------	--------

企画管理課長	
--------	--

(奈良県職員服務規程の一部改正)

第二条 奈良県職員服務規程(昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号ア中「知事公室長、局長及び林務長」を「総合防災監、知事公室長及び局長」に改め、同号イ中「ク」を「ケ」に、「オ」を「カ」に、「キ」を「ク」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 消防防災課 総合防災監

第二条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同条第十六号中「同条第三項第四号」を「同条第四項第四号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第三条第三項第二号」を「第三条第四項第二号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第三条第三項第二号」を「第三条第四項第二号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 総合防災監 規則第三条第三項に規定する総合防災監をいう。

(特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程の一部改正)
第三条 特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程(昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。
別表奈良公園シルクロード交流館の項の次に次のように加える。

平城遷都千三百年記念事業準備事務局	平城遷都千三百年記念事業準備事務局に勤務する者	右同	職員ごとに毎週二回所屬長が定める日
-------------------	-------------------------	----	-------------------

別表奈良県中央子ども家庭相談センターの項中「保護指導」の下に、「夜間休日等の児童相談、配偶者からの暴力を受けた者等の一時保護」を加え、同表土木部都市計画課の項を削り、同表県立五條病院の項の次に次のように加える。

前各項のほか、任命権者が、当該機関の公務の運営上の事情により、臨時に必要やむを得ない限度で、特別の形態によつて勤務する必要があるもの	上記機関に勤務する者	右同	職員ごとに毎週二回所屬長が定める日
--	------------	----	-------------------

あると認
める機関

告 示

奈良県告示第六百二十七号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

本文中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

表中「開示をする情報」を「開示する情報」に改め、同表介護支援専門員実務研修受講試験の項中「福祉部高齢福祉課介護保険室」を「福祉部長寿社会課」に改め、同表保育士試験の項、改良普及員資格試験の項及び林業改良指導員資格試験の項を削る。

奈良県告示第六百二十八号

昭和六十一年三月奈良県告示第八百四十七号（奈良県自動車税事務所等における共用の所長印）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

本文中「奈良県自動車税事務所、」を削る。

奈良県告示第六百二十九号

奈良県奈良県税事務所自動車税第一課において県税の納税証明に使用する所長印及び奈良県奈良県税事務所自動車税第二課において県税の納税証明に使用する所長印を次のとおり新調し、平成十七年四月一日から施行する。

なお、昭和四十四年五月奈良県告示第五十九号で告示した奈良県自動車税事務所印、昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十三号で告示した奈良県自動車税事務所所長印、昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十四号で告示した奈良県自動車税事務所所長印納税証

明用及び平成十六年十月奈良県告示第三百四十七号で告示した奈良県自動車税事務所所長印納税証明用は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

税務所長印（自
用）
奈良県自動車税第一課
において使用



注 縦 18ミリメートル
横 18ミリメートル

税務所長印（自
用）
奈良県自動車税第二課
において使用



注 縦 18ミリメートル
横 18ミリメートル

奈良県告示第六百三十号

奈良県総務部総合防災監印を次のとおり新調し、平成十七年四月一日から使用する。

奈良県知事 柿本善也

総務部総合
防災監之印
奈良県



注 縦 24ミリメートル
横 24ミリメートル

奈良県告示第六百三十一号

昭和六十三年六月奈良県告示第八十四号（奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

「別表健康診断その他の医療行為の料金の項」を「別表文書手数料の項及び健康診断その他の医療行為の料金の項」に改め、表健康診断の料金の項の前に次のように加える。

区分		金額
文書手数料	一 奈良県心身障害者リハビリテーションセンターの所長（以下「所長」という。）が定める様式による文書	一通につき 一、三〇〇円
	二 前号以外の文書のうち病状経過を詳細に記入したものと内容が複雑なもの	一通につき 二、五〇〇円
	三 前二号以外の文書	一通につき 二、〇〇〇円

表診療契約によるものの項中「奈良県心身障害者リハビリテーションセンターの所長

（以下「所長」という。）を「所長」に改め、同表前各項によることができな医療行為の料金の項中「前各項」を「健康診断の料金の項から前項まで」に改める。

奈良県告示第六百三十二号

昭和五十八年三月奈良県告示第七十八号（奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例に基づく検診等に係る使用料及び治療料の額並びに予防接種手数料を算定する場合におけるワクチンの価格）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第一号の表中「二千百六十円」を「二千百九十円」に改める。

奈良県告示第六百三十三号

昭和五十六年四月奈良県告示第三号（奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例及び奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

「別表健康診断その他の医療行為の料金の項」を「別表文書手数料の項、健康診断その他の医療行為の料金の項」に改め、表健康診断の料金の項の前に次のように加える。

文書手数料		金額
	一 奈良県立医科 大学長及び奈良 県立病院長（以 下「学長等」と いう。）が定め る様式による文 書	一通につき 一、三〇〇円

二 前号以外の文書のうち病状経過を詳細に記入したものの等内容が複雑なもの	一通につき 二、五〇〇円
三 前二号以外の文書	一通につき 二、〇〇〇円

表診療契約によるものの項中「奈良県立医科大学長及び奈良県立病院長（以下「学長等」という。）を「学長等」に改め、同表分婉に伴う入院料の項中「額」の下に「食事の提供にあつては平成六年厚生省告示第二百三十七号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）の規定を準用して算定した額」を加え、同表人工受精の料金の項中「人工受精の料金」を「人工授精の料金」に、「一、三〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表前各項によることのできない医療行為の料金の項中「前各項」を「健康診断の料金の項から前項まで」に改める。

奈良県告示第六百三十四号

奈良県中央卸売市場において使用する知事印を次のとおり新調し、平成十七年四月一日から使用する。

平成十七年三月二十九日

一 印影

奈良県中央卸売市場



注縦横 27ミリメートル 27ミリメートル

奈良県知事 柿本善也

- 二 使用範囲
- 1 卸売市場法及び同法施行規則に基づく許認可事務等に関すること。
 - 2 奈良県中央卸売市場条例及び同施行規則に基づく許認可事務等に関すること。
 - 3 卸売市場法施行条例及び同施行規則に基づく許認可事務等に関すること。
 - 4 中央卸売市場が所掌する公有財産に関すること。

奈良県告示第六百三十五号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表総務部税務課に勤務する出納員の項中「県税事務所及び自動車税事務所」を「及

び県税事務所」に改め、同表出納局に勤務する出納員の項中「三 奈良県中小企業近

資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年三月奈良県規則第六十二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる奈良県中小企業近

りな 月奈 する 代化 附 一 三 奈良県中小企業近代化 資金貸付規則を廃止する 規則（平成十二年三月奈 良県規則第六十二号）附 則第二項の規定によりな お従前の例によることと される奈良県中小企業近 代化資金に係る償還金等 二 三 奈良県中小企業近 資金貸付規則を廃止 規則（平成十二年三 良県規則第六十二号 則第二項の規定によ ることとされる奈良 県中小企業近 代化資金に係る償還 金の収納を行うこと。 に改め、

とと
業近
金等

の収納を行うこと。	奈良県労働会館条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号）に基づく使用料の収納を行うこと。
	労働会館に勤務する分任出納員

同表自動車税事務所に勤務する出納員の項及び同表図書館に勤務する出納員の項を削る。

奈良県告示第六百三十六号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表中

信貴ヶ丘高等学校	榛原高等学校
西和清陵高等学校	榛生昇陽高等学校

北和女子高等学校	斑鳩高等学校	信貴ヶ丘高等学校	北大和高等学校	田原本農業高等学校
----------	--------	----------	---------	-----------

奈良北高等学校	法隆寺国際高等学校	西和清陵高等学校	磯城野高等学校（フードデザイン科、ライフデザイン科及びビューマンライフ科に係るものに限る。）	磯城野高等学校（フードデザイン科、ライフデザイン科及びビューマンライフ科に係るものを除く。）	奈良情報商業高等学校	榛生昇陽高等学校
---------	-----------	----------	--	--	------------	----------

に改める。

桜井商業高等学校	榛原高等学校	広陵高等学校
----------	--------	--------

大和広陵高等学校

奈良県告示第六百三十七号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

「、自動車税事務所」を削り、「図書館」を「図書情報館」に、「（西和清陵高等学校及び榛生昇陽高等学校を除く。）」を「（奈良北高等学校、法隆寺国際高等学校、西和清陵高等学校、磯城野高等学校、奈良情報商業高等学校、榛生昇陽高等学校及び大和広陵高等学校を除く。）」に改める。

奈良県告示第六百三十八号

次に掲げる出納員の印は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和三十九年三月奈良県告示第五百十五号（出納長及び出納員の公印）で告示した奈良県立奈良図書館に勤務する出納員の印
- 二 昭和四十六年三月奈良県告示第五百八十九号（出納員の印の制定）で告示した奈良県立西の京養護学校に勤務する出納員の印
- 三 昭和四十九年三月奈良県告示第六百五十二号（県立高等看護学校に勤務する出納員の印等の定め等）で告示した七条養護学校に勤務する出納員の印
- 四 昭和五十三年三月奈良県告示第八百十号（奈良県中和労働会館等に勤務する出納員の定め等）で告示した奈良県立橿原図書館に勤務する出納員の印
- 五 昭和五十九年三月奈良県告示第八百九十六号（奈良県立富雄高等学校、奈良県立上牧高等学校及び奈良県立高取高等学校に勤務する出納員の印の定め）で告示した奈良県立高取高等学校に勤務する出納員の印
- 六 昭和五十九年三月奈良県告示第八百九十九号（奈良県自動車税事務所に勤務する出納員の印の定め）で告示した奈良県自動車税事務所に勤務する出納員の印

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百三十九号

次に掲げる出納員及び分任出納員の領収印は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和六十三年三月奈良県告示第七百五十九号（奈良県自動車税事務所に勤務する出納員が使用する領収印の定め）で告示した奈良県自動車税事務所に勤務する出納員の領収印
- 二 平成五年九月奈良県告示第三百二十七号（奈良県自動車税事務所に勤務する出納員が使用する領収印の改刻）で告示した奈良県自動車税事務所に勤務する出納員の領収印
- 三 平成十六年十月奈良県告示第三百五十号（奈良県自動車税事務所に勤務する分任出納員が使用する領収印の定め）で告示した奈良県自動車税事務所自動車税第二課に勤務する分任出納員の領収印

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百四十号

平成十一年三月奈良県告示第六百六十九号（奈良県自動車税事務所に勤務する分任出納員の印等の新調）で告示した奈良県自動車税事務所に勤務する分任出納員の印は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百四十一号

奈良県立図書情報館、奈良県立高取国際高等学校及び奈良県立奈良東養護学校に勤務する出納員の印を次のとおり定め、平成十七年四月一日から使用する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百四十二号

奈良県税事務所自動車税第一課及び第二課に勤務する分任出納員が使用する領収印を
次のとおり定め、平成十七年四月一日から使用する。
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県立奈良東養護学校



注 縦 18ミリメートル
横 18ミリメートル

奈良県立高取国際高等学校



注 縦 18ミリメートル
横 18ミリメートル

奈良県立図書情報館



注 縦 18ミリメートル
横 18ミリメートル

一 印影

奈良県税事務所自動車
税第一課に勤務する分
任出納員の領収印



注 直径25ミリメートル

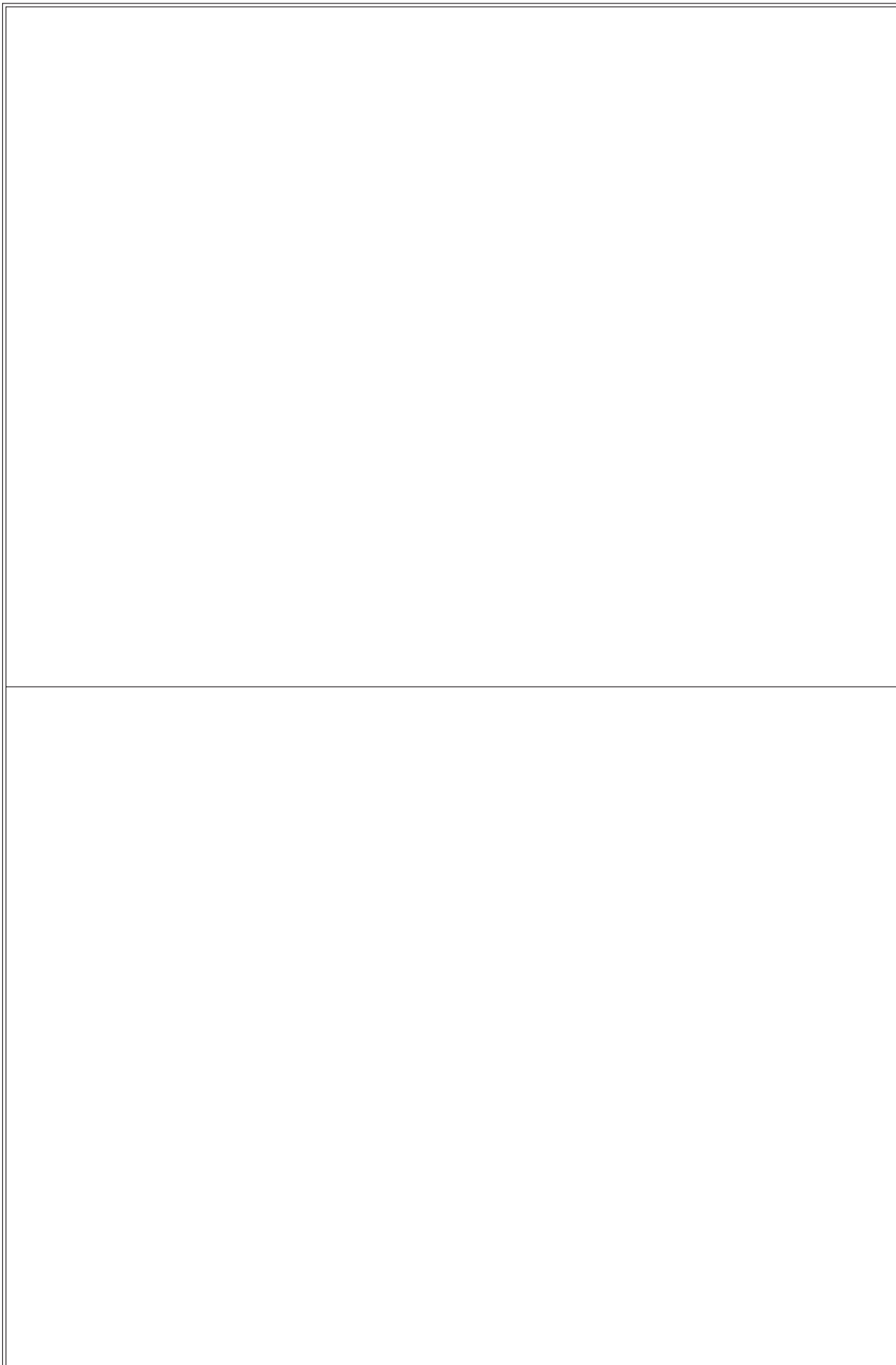
奈良県税事務所自動車
税第二課に勤務する分
任出納員の領収印



注 直径25ミリメートル

二 使用範囲

奈良県税事務所当該課において納付書又は納税通知書により徴収金を収納した場合
に限る。



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―二〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

